

集会所使用(借用)要領

福原仁一
申込先 090-2600-7569(携帯)

- 電話で空き状況を確認後、申し込む。
- 鍵は単位町内会長から借用する。
- 使用後は元の状態(後片付け)にする。
- 「ゴミ」は必ず持ち帰るか、収集日であれば集積所へ出す。
- その他、利用については、管理運営規則をよく読んでください。

集会所の使用料を徴収しない考え方

- ◎集会所は、基本的に多くの人に気軽に使ってもらいたい。
- ◎使用にあたっては「来た時よりも美しく」が基本で、不必要な電灯の照灯や、使用後の清掃等「みんなの集会所」という意識で大切に。電気やストーブはケチケチして使ってもらおう。
- ◎使用料を徴収する弊害は2つある。
1つ目は「お金を払っているのだから、どう使おうが勝手だろう。」という気持ちになられること。
2つ目は、使用料の多寡や減免のルール等声にならない不満を抱くこと。
- ◎この2つの心を抑え、「みんなのために」という心を増幅してもらいたい。
- ◎心耕しは、銭・金に代えられない隣人としての付き合いの基本。その心を大切にしたいため、使用料は徴収しない方針です。
- ◎但し、地域に関係の薄い人の使用や、個人的使用は使用規定による。



古間木山集会所 管理運営規則 (一部抜粋)

古間木山集会所の使い方

【使用者の義務】

1. 施設・器物を破損または滅失しないこと。また、した時は速やかに連絡すること。
2. 喫煙は、原則として談話室だけのこと。
3. 和室で飲食する時は備付のゴザを敷くこと。
4. 飲食・喫煙または火気を使用する際は、特に後始末に気をつけること。
5. 許可を受けないで物品の展示・販売を行わないこと。
6. 使用前よりきれいにして帰ること。
7. その他、特に注意されたこと。

【備品等】

1. 和室及びホールのテーブルを使用した際は、テーブル面をきれいに拭いて片付けてください。
2. トイレットペーパーは備品として準備しておきます。
3. 台所用品(洗剤・ごみ袋・割り箸等)は、利用団体が準備してください。残品を置いていかれるのは歓迎です。
4. 冷蔵庫を利用する品には名前を記入してください。記入のない物は使われてしまっても苦情は受け付けません。
5. 談話室のテレビは視聴自由です。但し、和室のテレビ(カラオケ付)を利用したい方は、申込の際、お申出ください。
6. 発電機(22A・8A)を保有しています。
7. 餅つき用品は子ども会で所有しています。
8. 屋外用の椅子・テーブルもあります。
9. 上記6~8は貸出し可能です。ご相談ください。
10. 集会所内にある椅子・テーブルは、屋外での使用は禁止です。



編集後記

昨年度は新型コロナウイルスの影響で町内のイベントが軒並み中止になり、広報部会の活動もだいぶ縮小されました。それでも、これまでとは違ったやり方で行なわれた敬老会や勉強会は心に残るものでした。今年度の活動も新メンバーを迎え、始動しました。古間木山の人々の温もりを伝えるような紙面作り、頑張っていきたいと思います。(Y.M)

昨年から続く新型コロナ禍。感染対策をしたつもりでも、これでほんとに良いのかという思いが付きまといます。このような状況では色々な活動を計画するには手探り状態ですので難しいと思いますが、古間木山地域づくり協議会の活動状況をお伝えできるように努めたいと思います。(K.K)

去年はコロナの影響で活動も出来ませんでした。今年度は少しでも皆さんが、笑顔になれる情報をお届けできると良いなと思ってます。よろしく願い致します。(S.I)

今年は桜が咲くのが早く、GW前にほぼ散ってしまいました。コロナのせいで、私の中の花見への関心が薄れてしまったような気がする今日この頃…。でも、満開の桜を見るだけで幸せですよ。何事も嫌なことばかりに囚われず、できることに目を向け、自分のこれからの糧にしよう。今年初めて広報部員をやらせていただきます。楽しんで1年頑張りたいです。(E.U)

